

教育長	次長	課長	係



14高教職第708号
平成14年6月6日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員課長
(公印省略)

児童手当にかかる所得証明書の一部改正について

児童手当（特例給付・就学前特例給付）の現況届について、平成14年5月23日付け14高教職第605号で通知したところですが、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長から所得証明書（児童手当用）の様式を下記のとおり一部改正する旨の通知がありました。

つきましては、平成14年6月1日から、平成14年度分の所得証明書（児童手当）については、今回送付する所得証明書（児童手当用）を使用していただくようお願いします。

なお、高知市に在住の職員は、この証明書様式によらず、高知市の発行する証明書で差し支えありません。

また、お手数ですが、管内の学校にお知らせくださるようお願いします。

記

（一部改正の内容）

これまで地方税法上、「総所得」と「商品先物取引に係る雑所得等」は総合して課税されていたが、改正後の地方税法においては、「商品先物取引に係る雑所得等」は、「総所得」とは総合されず、分離して課税されることから、証明書（児童手当用）の様式中、「短期譲渡所得の金額の合計額」を「短期譲渡所得の金額並びに商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額」に改める。

証 明 書 (児童手当用)

平成14年度分の市町村民税における所得等の状況は次のとおりである。

氏 名		生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
住 所						
①控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計)			()	人 人
②総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額						円
控 除	③ 雑 損 控 除 額					円
	④ 医 療 費 控 除 額					円
	⑤ 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除 額					円
	⑥ 障 害 者 控 除			障 特障		人 人
	⑦ 老年者・寡婦 (一般・特例)・寡夫・勤労学生控除			老・寡婦 (一般 ・特例)・寡夫・勤		
(備考)						
上記のとおり、相違ないことを証明する。						
平成 年 月 日					市町村長 印	

(記入上の注意事項)

1. 「①」の欄は、所得税法に規定する控除対象配偶者、扶養親族、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の数である。
2. 「②」の欄の長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額は、特別控除額の控除をしないで計算した額である。